

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2023年11月度】

設置事業所名	株A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量(t)
廃油	1,288

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1)</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 備考3)	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (°C)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 ----- 備考2		
1日	停止中				
2日	停止→運転				
3日	867.5	77.2			
4日	867.1	73.0			
5日	867.4	73.7			
6日	863.8	74.4			
7日	864.9	77.4			
8日	860.9	77.3			
9日	859.8	77.5			
10日	872.2	73.8			
11日	860.9	73.2			
12日	863.5	73.3			
13日	858.5	73.1			
14日	863.4	74.8			
15日	862.0	73.5			
16日	859.7	75.9			
17日	863.7	79.3			
18日	858.8	79.4			
19日	858.9	79.6			
20日	867.0	75.8			
21日	867.1	73.4			
22日	864.6	73.1			
23日	876.6	73.0			
24日	871.0	72.3			
25日	860.8	72.3			
26日	運転→停止				
27日	停止中				
28日	停止中				
29日	停止→運転				
30日	866.9	79.7			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2023年10月度】

設置事業所名	株A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量(t)
廃油	1,044

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1)</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 備考3)	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (°C)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 備考2)		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止中			
4日		停止→運転			
5日	860.8	73.1			
6日	856.8	73.8			
7日	863.1	77.5			
8日	864.2	77.7			
9日	860.7	78.1			
10日	864.5	76.5			
11日	864.3	74.2			
12日	861.4	73.0			
13日	864.7	72.8			
14日	866.0	73.4			
15日	865.4	74.1			
16日	862.6	75.6			
17日		運転→停止			
18日		停止中			
19日		停止→運転			
20日	867.5	73.3			
21日	863.4	72.9			
22日	865.5	73.0			
23日	862.9	74.3			
24日		運転→停止			
25日		停止中			
26日		停止中			
27日		停止中			
28日		停止→運転			
29日	868.8	71.9			
30日		運転→停止			
31日		停止中			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2023年9月度】

設置事業所名	株A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量(t)
廃油	895

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1)</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 <sup>備考3)</sup>	備考
	燃焼ガス温度(°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度(°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 ----- <sup>備考2)</sup>		
1日	停止→運転				
2日	870.0	73.8			
3日	865.1	73.3			
4日	860.5	73.5			
5日	858.2	73.3			
6日	859.1	73.8			
7日	860.3	74.7			
8日	861.2	74.6			
9日	868.8	73.5			
10日	運転→停止				
11日	停止中				
12日	停止中				
13日	停止→運転				
14日	870.3	72.8			
15日	876.8	72.9			
16日	866.3	72.6			
17日	運転→停止				
18日	停止中				
19日	停止中				
20日	停止中				
21日	停止→運転				
22日	871.3	73.7			
23日	運転→停止				
24日	停止中				
25日	停止中				
26日	停止中				
27日	停止→運転				
28日	運転→停止				
29日	停止中				
30日	停止中				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を測ることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2023年8月度】

設置事業所名	株A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量(t)
廃油	896

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1)</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 <sup>備考3)</sup>	備考
日付	燃焼ガス温度(°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度(°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 ----- <sup>備考2)</sup>		
1日	停止中				
2日	停止→運転				
3日	862.5	78.5			
4日	856.0	74.0			
5日	863.7	73.9			
6日	862.3	74.3			
7日	859.8	74.8			
8日	860.4	74.9			
9日	865.1	75.2			
10日	867.5	74.7			
11日	858.6	77.7			
12日	運転→停止				
13日	停止中				
14日	停止中				
15日	停止中				
16日	停止中				
17日	停止中				
18日	停止中				
19日	停止→運転				
20日	864.1	79.7			
21日	856.1	76.3			
22日	859.7	73.9			
23日	859.6	74.4			
24日	862.0	75.0			
25日	866.6	75.4			
26日	運転→停止				
27日	停止中				
28日	停止中				
29日	停止中				
30日	停止中				
31日	停止中				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を測ることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2023年7月度】

設置事業所名	株A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量(t)
廃油	1,105

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1)</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 <sup>備考3)</sup>	備考
	燃焼ガス温度(°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度(°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 ----- <sup>備考2)</sup>		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止→運転			
4日	855.6	72.6			
5日	856.1	74.5			
6日	856.4	74.4			
7日	858.3	74.2			
8日	861.2	73.2			
9日	858.1	73.5			
10日	856.1	73.1			
11日		運転→停止			
12日		停止→運転			
13日	861.9	76.5			
14日	858.2	74.7			
15日	861.6	73.9			
16日	859.6	74.6			
17日	861.7	73.8			
18日	857.3	73.9			
19日		運転→停止			
20日		停止中			
21日		停止中			
22日		停止中			
23日		停止中			
24日		停止→運転			
25日	861.8	73.1			
26日	859.3	72.2			
27日	859.1	72.9			
28日	856.4	73.1			
29日		運転→停止			
30日		停止中			
31日		停止中			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2023年6月度】

設置事業所名	株A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量(t)
廃油	966

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1)</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 <sup>備考3)</sup>	備考
日付	燃焼ガス温度(°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度(°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 ----- <sup>備考2)</sup>		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止→運転			
4日	857.8	70.7			
5日	857.6	71.2			
6日	857.4	71.1			
7日	855.2	71.3			
8日	855.0	71.3			
9日	855.6	71.2			
10日	858.5	71.4			
11日	856.8	71.7			
12日	858.6	74.3			
13日	856.1	72.6			
14日	858.1	72.8			
15日	856.0	72.6			
16日	857.7	73.1			
17日		運転→停止			
18日		停止中			
19日		停止中			
20日		停止→運転			
21日	872.0	72.3			
22日	861.1	71.2			
23日	862.2	74.0			
24日	860.0	74.5			
25日		運転→停止			
26日		停止中			
27日		停止中			
28日		停止中			
29日		停止中			
30日		停止中			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2023年5月度】

設置事業所名	株A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量(t)
廃油	923

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1)</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 <sup>備考3)</sup>	備考
	燃焼ガス温度(°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度(°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 ----- <sup>備考2)</sup>		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止中			
4日		停止中			
5日		停止中			
6日		停止中			
7日		停止→運転			
8日	862.2	78.8			
9日	857.4	74.5			
10日	853.6	74.0			
11日		運転→停止			
12日		停止中			
13日		停止→運転			
14日	855.8	79.1			
15日	857.4	79.7			
16日	857.2	79.3			
17日	856.6	75.7			
18日	861.6	75.0			
19日	867.3	75.6			
20日	854.5	75.3			
21日	859.4	76.1			
22日	856.9	76.3			
23日	856.9	80.1			
24日	859.0	79.6			
25日	860.9	76.2			
26日	857.1	76.6			
27日	856.6	80.4			
28日		運転→停止			
29日		停止中			
30日		停止中			
31日		停止中			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2023年4月度】

設置事業所名	株A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量(t)
廃油	998

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1)</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 <sup>備考3)</sup>	備考
	燃焼ガス温度(°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度(°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 ----- <sup>備考2)</sup>		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止中			
4日		停止中			
5日		停止中			
6日		停止中			
7日		停止→運転			
8日	866.3	74.8			
9日	859.9	70.9			
10日	854.2	71.6			
11日	854.0	72.1			
12日	857.1	72.5			
13日	862.3	72.5			
14日	854.5	73.2			
15日	858.6	74.0			
16日		運転→停止			
17日		停止中			
18日		停止→運転			
19日	859.1	74.2			
20日	856.8	74.6			
21日	857.6	74.7			
22日	856.7	74.6			
23日	863.6	77.8			
24日	857.5	78.6			
25日	858.1	78.6			
26日	855.3	78.6			
27日	854.4	74.9			
28日		運転→停止			
29日		停止中			
30日		停止中			

- 備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。  
 備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。  
 備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。  
 備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。